

7.『婚礼』『アニバーサリーパーティー』の実施

オリンピックが過去に2回開催されている湘南港は、セーリング関係者にとっての記念の場所であり、形を変えながらも長年親しまれてきた港であることは確かです。地元の方や湘南港に思い入れがある方（既往・現行利用者）を主な対象として、当社グループの強みである『飲食・サービス・パーティーコーディネート力』を活かし、ライフイベントに関する各種パーティーを事業化します。
 想定されるイベント：『誕生日・結婚記念日等各種記念日パーティー』『還暦・古稀・米寿等のお祝い』『故人を偲ぶ会』『お別れの儀式（海洋散骨）』

収支予測(婚礼・パーティー・ケータリング)

(単位：円)

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度

【自主事業全体収支】

(単位：千円)

区分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	計
売上						
原価 (人件費等 含む)						
収支						

ウ 給油施設の運用に関する自主事業の内容等を記載してください。(必須)

【要約】給油施設の運用に関する自主事業の内容等

- ✓ 危険物取扱所としての規定を作成
- ✓ ガソリン・軽油の援助サービスの提供
- ✓ 事前給油申請を受け付け、平日の空いている時間にスタッフによる給油の実施

1.危険物取扱所の規定作成

現状の軽油設備は、係留地点より遠く不便な位置にあり、ポリタンクで購入し、利用者が給油するのは危険が伴います。給油取扱所等の危険物施設については、「乙種第四類危険物取扱者」を有する者が行うこと、又は取扱い者以外の者が行う場合は危険物取扱者が立ち会うことが定められており、当社の有資格者スタッフを必ず配備して運用することとします。また、湘南港独自の「危険物取り扱いマニュアル」を検討し、策定することとします。

当社運営のリビエラ逗子マリーナの「給油取扱予防規定」では、保安の役割分担、危険物の貯蔵・取り扱い基準、火災等の災害措置等について定められており、湘南港においても同様に作成し、順守します。

2.ガソリン・軽油の援助サービスの提供

危険物取扱マニュアルに則り、給油施設の利用者に対して、取り扱い説明を行った上で、運用サポートを積極的に行うことで、安全管理に努めます。また、平日の空いている時間に事前給油申請を受け付け、当社のスタッフがサポートすることにより、利用者の利便性のみならず、油の流失や人的・物的被害を防ぐ効果が期待されます。

給油は、油種や容器容量等を確認する他、エンジンの停止状況や周辺状況の安全を確認した上で、運用することとします。当社スタッフには、部分訓練（消火訓令等）を半年に1回、総合訓練を1年に1回行い、もしもの場合に対応できるようにします。給油業務を行っていない時には、出入口を施錠する他、必要に応じてロープ、チェーン等を展張することとします。

3.環境への配慮

リビエラ逗子マリーナでは、汚染物による自然環境への影響を防ぐべく、マリーナの修理・洗浄エリアにて汚水ますやオイル吸着マットを設置することとしています。これらの取り組みは国際環境認証である BLUE FLAG 認証の取得においても評価されており、湘南港についても可能な限り導入することとします。



汚水ネットの取付



オイル吸着マット

4.事前給油申請の受付及びスタッフによる給油サービス【提案】

給油のサービスは土日・祝日に利用が重なることが予測されるため、混雑防止や安全対策の一環として、平日などの空いた時間を活用した給油が望ましいと考えます。そのため、帰港した後や、次回の湘南港の利用が確定した際に、ネットにて給油申請を行えるシステムを導入し、利用者の訪問前までにスタッフが給油するサービスを提供することを提案します。

(2) 利用者への対応、利用料金

- ① サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等サービスの向上のために行うアンケートやSNSの活用による利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等について、苦情等への対応の事前の体制整備を含めて記載してください。

**【要約】サービスの向上のために行うアンケートやSNSの活用による
利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等**

- ✓ 苦情等への事前の体制整備
 - ①過去の事例を繰り返さないよう社内で情報共有し、対応を確認
 - ②よくある質問についてはマニュアル化を行い、迅速な対応と対応品質の均一化に努める
- ✓ 利用者ニーズ・苦情の把握方法
 - ①ロビーや窓口にご意見箱を設置(簡易アンケート)
 - ②ホームページや SNS に寄せられた投稿を確認
 - ③会報誌にアンケート用紙を同封し、結果を分析する
- ✓ 頂いたご意見やアンケート分析結果より、PDCA サイクルにより改善を図る

1. 苦情等への対応の事前の体制整備

過去の事例を繰り返さないことが重要であるため、定期的にミーティングを開催し、当社が運営する他のマリーナにおける苦情を含め、都度社内で情報共有を行い、対応については共通認識を図り、サービスの向上を図ります。

また、よくある質問についてはマニュアル化を行い、迅速な対応と対応品質の均一化に努めています。

2. アンケートやSNSの活用による利用者ニーズ・苦情の把握方法

(1) 利用者の苦情把握について

① ご意見の常時受付

利用者の苦情については、ロビーや窓口にご意見箱を常設し、簡易アンケート形式にて気軽にご意見を頂ける体制をとり、その回答を質問・苦情とともに掲示板に掲示して利用者とのコミュニケーションを図ります。

また、ホームページにもお問合せフォームを設置しており、より多くの利用者のご意見を頂き反映する取り組みを行います。なお、SNS に寄せられたご意見も漏れなく回収し、反映します。

② 詳細アンケートの実施

当社が契約者に向けて発送する会報誌に、年に1回アンケートを同封し、施設やサービスについての利用者満足度を調査・分析します。葉山港において実施しているこのアンケートの回答率は60%超と高く、また、自由記述欄を設けており、忌憚ないご意見を頂ける機会となっていますので、湘南港でも導入します。

3.事業への反映

PDCAサイクルによる管理を行い、事業に反映します。また、各スタッフへの連絡はミーティングを通して共有します。苦情等は決して隠蔽せず、風通しの良い運営を行います。

なお、苦情のうち、施設についてなど、ハード面での改善が求められるものは、貴県と速やかに共有し、対応を協議します。

クレーム・要望

改善対応



PDCA サイクル

② 手話言語条例への対応

手話に対応するための体制の整備や研修等の取組方法等を記載してください。

【要約】手話に対応するための体制の整備や研修等の取組方法等

- ✓ 外部講師による年4回／年の手話研修を実施
- ✓ e-learning システムで手話のインターネット研修の開催
- ✓ 啓発として、神奈川県「手話啓発ポスター」を管理棟に掲示
- ✓ 手話の重要性に鑑みて、今後の採用については、手話技能取得者を優先的に採用

1.体制の整備や研修

日本手話（Japanese Sign Language/JSL）の使用人口は約32万人とも言われており、重要な言語・コミュニケーション方法のひとつと言えます（Eberhard et al, 2019）。

聴覚に障害のある方の情報アクセシビリティを確保、また、公共施設としての開かれた港の実現に向けたノーマライゼーションの推進の一環として、当社では下記の研修を行います。

- ①外部講師による年4回／年の手話研修を実施します。
- ②現在活用している e-learning システムで手話のインターネット研修を全スタッフに義務付けるほか、筆談やスマートフォンを用いたコミュニケーションの取り方を習得します。

2.その他の取り組み

- ①啓発として、神奈川県「手話啓発ポスター」の掲示を管理棟にて行います。
- ②今後の採用については、手話技能取得者を優先的に採用します。

③ 利用料金の設定、減免の考え方

- ア 利用料金制の趣旨や内容をどのように理解し、利用料金制を施設の運営にどのように生かしていくのか、考え方を記載してください。

【要約】利用料金の設定、減免の考え方

- ✓ 湘南港は利用料金制にて導入(R5 より)
- ✓ 公共施設であるため利用料金制の施設収入にて過大な利益獲得を目指すのではなく、損益分岐点を下回る可能性もある必要施設の補填も考慮した、総合的に健全な収支を保てるよう運営
- ✓ 貴県や藤沢市主催のイベント等に関連する利用は、公共的行事のため、減免(免除)を適用

1.利用料金制の趣旨と内容の理解

利用料金制は、施設の管理から生ずる使用料等を管理経費に充てる仕組みで、指定管理者にとっては貴県からの委託料とともに収入の柱となります。そのため、指定管理者の自主的な経営努力が発揮されやすく、利用促進に繋がる新たな経営努力を行うインセンティブが高まり、サービスの質や量の向上に繋がります。指定管理者には、利用者にとっても利益となるサービス向上の責任が、より一層求められるものと理解しています。

このような趣旨を踏まえ、現行の料金設定を維持するようにいたします。

比較項目	使用料制	利用料金制
法的性格	公法上の債権	私法上の債権
料金設定	貴県	指定管理者 (条例に定める額の範囲内)
料金の徴収 【還付事務】	貴県として決裁必要 【還付事務】 貴県として還付手続が必要 振込等手続が必要(煩雑)	指定管理者(貴県の事務なし) 【還付事務】 指定管理者の窓口で完了 (手順簡素化)
経営リスク	なし	あり
経営努力	不要:市の歳入	要:収益に直結 利用促進を図る必要がある
利用者メリット	従前どおり	向上の可能性あり

2.利用料金制を施設の運営に生かす考え方

条例で定められた範囲内の料金を設定することは勿論ですが、湘南港は公共施設であるため過大な利用料金制の施設収入にて課題な利益獲得を目指すのではなく、損益分岐点を下回る可能性があっても必要である施設の損失が生じることも想定にいて、総合的に健全な収支を保てるように運営します。

イ 施設等の利用料金は、条例に定める額の範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て定めます。利用料金設定の考え方、設定する利用料金額及びその理由を施設の設置目的を踏まえ、記載してください。

※ 上限額は、(参考資料5)「利用料金の上限額」を参照してください。

①利用料金について

利用料金については、条例に定められた料金で運営します。ただし、地域コミュニティのイベントや公共的なイベントにおいて料金の変更(条例の上限以下)がある場合、神奈川県知事に申請し許可を受けたうえで変更して実施します。

利用料金設定の考え方、設定する利用料金額及びその理由を下記に示します。

施設		利用料金設定の考え方	設定する利用料金額 ()は港湾施設利用者	設定理由
臨港道路附属駐車場		上限額とする	原付・二輪：150円/時 最大料金750(410)円 普通自動車：300円/時 最大料金1,500(830)円 大型自動車：620円/時 最大料金3,100(1,670)円	周辺相場と比べ十分に安価であるため、上限額に設定する
ミーティングルームA	全室	上限額とする	1,160円/時：9～17時 1,280円/時：17～22時	同上
	A1	上限額とする	730円/時：9～17時 810円/時：17～22時	同上
	A2	上限額とする	430円/時：9～17時 470円/時：17～22時	同上
ミーティングルームB		上限額とする	430円/時：9～17時 470円/時：17～22時	同上
ミーティングルームF		上限額とする	160円/時：9～17時 180円/時：17～22時	同上
大会運営室	全部使用	上限額とする	3,350円/時：9～17時 3,690円/時：17～22時	同上
	2分の1使用	上限額とする	1,680円/時：9～17時 1,850円/時：17～22時	同上
	3分の1使用	上限額とする	1,120円/時：9～17時 1,230円/時：17～22時	同上
	4分の1使用	上限額とする	840円/時：9～17時 930円/時：17～22時	同上
メモリアルルーム		上限額とする	310円/時：9～17時 340円/時：17～22時	同上
シャワー室		上限額とする	220円/回	同上
船具ロッカー	大型	上限額とする	15,600円：1箇年 510円：1日	同上
	中型	上限額とする	10,360円：1箇年 300円：1日	同上
	小型	上限額とする	5,230円：1箇年 200円：1日	同上
固定式荷役機械	3トン	上限額とする	2,830円/回：1箇月未満 1,760円/回：1箇月以上	同上
	20トン	上限額とする	5,300円/回：1箇月未満 3,320円/回：1箇月以上	同上

ウ 指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができます。
具体的にどのように減免基準を定めるか、施設の設置目的を踏まえ、記載してください。

なお、駐車場利用料金については、下記基準を必ず適用していただきます。

1 減額するもの（利用料金額の10分の5）

- (1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の所持者が乗車する車両
- (2) 神奈川県電気自動車認定カードの交付を受けた車両

2 免除するもの（利用料金額の全額）

- (1) 港湾に係る公務のための車両
- (2) 港湾の建設、改良、維持または復旧の工事のための車両
- (3) その他あらかじめ知事が特に指定した車両

<上記以外の現在の減免規定（参考）>

「地方公共団体が港湾その他の海事に関する理解の増進を図る目的で港湾の施設を利用するとき。」

貴県の減免基準に基づき減免措置をいたします。

(1) ノーマライゼーションの観

開かれた公共港として、障がい者の利用促進を目指し、ノーマライゼーションを目的として、身体障がい者及び精神障がい者の施設利用に際して、貴県の減免基準に基づき減免措置を致します。

(2) グローバルスタンダードなエコロジー活動の実践

SDGsの国際目標である2030年に向け、脱CO2の観点から神奈川県電気自動車認定カードの交付を受けた車両については、貴県の減免基準に基づき減免措置を致します。

(3) 公共的行事に関する減免

貴県や藤沢市が主催するイベント等に関連する利用については、公共的行事のため、減免（免除）を適用します。

(4) 現行管理における減免の継続

- ① ヨット競技に係る大会、練習、教育活動、普及啓発、艇の整備その他ヨット競技に係る諸活動のために利用する場合
- ② 会議室等利用予定日において、湘南港で船舶の係留又は陸置の利用承認を受けている方、もしくは、受ける見込みのある方が利用する場合、上記①、②は5割減額

海洋普及の一環と考えられ、また利用者のサービス低下に繋がらないよう現行管理方法を引き継ぎます。

I サービスの向上について

4 事故防止等安全管理

(1) ヨット等安全管理業務

① ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針

- ア 出艇・帰港管理、気象情報提供業務、出艇禁止等の指導業務、海面監視、ヨット等レスキュー業務など、利用者が施設を安全に利用するために配慮すべき業務や指導等について、どのように対応するか記載してください。

【要約】ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針

- ✓ 利用者への出艇・帰港管理に関する説明と電子システムの導入による情報管理の向上
- ✓ ライブ気象情報のホームページ掲載とスタッフや SNS を通じた情報提供
- ✓ 赤旗掲載時のルール周知や無線・アナウンスによる連絡
- ✓ 監視カメラ・目視による海面監視と緊急時の連携体制の準備・確認
- ✓ 当社スタッフの講習会・研究会への参加による対応強化
- ✓ 総合保険・賠償責任保険等への加入案内や周知

施設内における事故・災害を未然かつ適切に防ぐことが、指定管理者として最も重要な努めです。下記の実施方針により、安全管理に努めて参ります。

1. 出艇・帰港管理

利用者の安全を確保するため、出艇及び帰港管理を徹底します。

(1) 出艇時

出艇禁止基準（後述の「イ」）に達していないことを確認のうえ、出艇管理システム（OCEAN GATE SYSTEM）にて出艇届（行先、帆走範囲、帰着予定等の情報）を提出してもらいます。

出艇届には緊急時に迅速な対応がとれるよう乗船者全ての携帯電話番号を記載してもらい、常に連絡が取れる状態であるよう、指導します。また、位置が分かるよう GPS 機能を ON にすることも指導します。

(2) 帰港時

帰着後についても、出艇管理システム（OCEAN GATE SYSTEM）にて速やかに帰着登録を行ってもらい、一連の管理を行います。

帰着登録が確認できなかった場合、ヤードスタッフとともに所定のバースを確認し、状況に応じて出港届に記載された乗船者へ連絡を取り、帰港状況を確認します。

(3) 臨時利用者の出艇・帰港管理

臨時利用者については、港湾事務所にて臨時係留書を提出してもらうこととします。出艇・帰港の場合は出艇届及び帰港届を受付にて提出してもらうこととします。

(4)ICTの取り組み

現状の出艇管理システムについては、書類などの記載が必要ないため、比較的スムーズな申請手順となっていますが、ハーバーからロビーまで申請のために戻る必要があるなど、距離的な問題があるほか、申請を失念する利用者も出る可能性があります。これらの対処法として、携帯アプリやウェブ電子システムを活用した、出艇管理システムを導入し、申請をより確実なものとすることを提案します。

現状、スマートフォンアプリ「マリンコンパス」が有効と考えられるため、導入に向けて貴県と協議します。

2.気象情報提供業務

(1)情報収集

江の島ヨットハーバー所有の気象観測装置にて、自動的に気象を観測します。さらに、気象庁（横浜地方気象台）発表の神奈川県藤沢市における天気予報及び潮位をチェックするとともに、ウェザーニュース、ウィンディー、ウィンドグル、GPV 気象情報を確認し、当社の気象担当社員（気象予報士等）がまとめた気象分析結果をスタッフ全員が共有します。

- ・希望者に対して詳細天気予報のメール配信サービスを行います。
- ・指定管理を任されている葉山港にも設置し利用者にも大変好評であるライブカメラを「湘南港」にも設置し、インターネットで24時間港の様子や吹き流し、風向、風速の状況を確認できるよう検討します。利用者が自宅や携帯電話からいつでも湘南港のホームページにアクセスし、港や海の様子が確認できるような環境を目指します。

(2)情報提供方法

①管理棟

上述の(1)の自動気象観測装置で収集した気象情報を管理棟内の電子掲示板にて情報提供します。電子掲示板で提示できない、週間天気（天気図）や潮見表は利用者が来場時に確認しやすいロビー掲示板での表示を基本とします。夏季においては熱中症に関する情報も示し、スタッフからもこまめな水分補給を呼びかけます。利用者が来場後速やかに情報を確認できる環境を整備し、“防げた事故”が起きないように、正確な情報提供を目指します。

②ホームページ、SNS

湘南港ホームページにて、風向風速計のライブ情報及び気象庁、潮汐情報の URL を提供します。長期航海を予定する利用者向けに 10 日間気象予報（3 時間間隔）の提供も検討します。

出艇禁止に関わるような気象海象状況においては、SNS も利用して広く情報提供を行います。

大島や周辺港の気象計の情報も掲載し、荒天時の予防対策に活用できるよう、調整します。

【自主提案】ライブカメラの設置について

可動式ライブカメラは海の様子だけではなく、船舶保管地も確認できるため、荒天時の需要が見込まれます。湘南港に訪問する前や陸上準備中にウェブカメラにより海面状況の確認ができることは出艇判断の材料となり、海難事故の予防につながります。湘南港の通信システムを確認し、導入が可能であれば、自主提案として設置します。

③メール配信サービス

利用の多い週末に合わせ、希望者に対し天気予報のメール配信サービスを行います(個人情報保護等管理体制については、本計画書 p.134 に記載)。

3.出艇禁止等の指導業務

掲示する旗色で周知するとともに、港内アナウンスにて出艇禁止等の指導を行います。

「通常時」は青旗、「出艇注意」は黄旗、「出艇禁止」は赤旗を掲示します。

出艇手続きの時点で天気の変動が予測される場合は、利用者に口頭にて情報を共有する他、放送を行います。

なお、赤旗掲揚時には、全ての出艇者に無線やアナウンスを通じて連絡するようにします。赤旗などの際には状況に応じてパトロール艇を出動させます。

4.海面監視

緊急事態に対応できるよう救助艇は常に発航準備をしておきますが、常時の海面監視は、監視カメラによる確認による確認を基本体制とします。

天候が悪化する可能性がある場合は、事前に利用者に状況を伝え、港から目視できる範囲から離れないよう指導を行い、事故を未然に防ぐように努めます。

大会時や出艇数が多い日、または荒天後の漂流物によるペラ巻き等が懸念される場合などは、ハーバーマスターの判断にて救助艇が出動し、スタッフによる監視を適宜行います。

5.ヨット等レスキュー業務

(1)ディンギーヨットに対するレスキュー業務

管理ポリシーに掲げた通り、当社は健全な青少年育成の場として湘南港を運営します。出艇するディンギーヨットの中には部活動における初心者等も多く含まれるため、セーラーの技量を見極めつつ、大きな事故にならないよう迅速なレスキューサポートを行います。

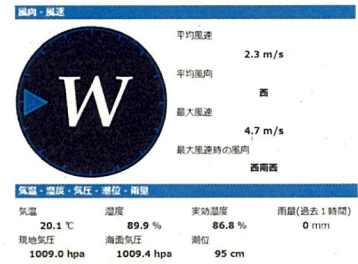
(2)ディンギーヨット以外のレスキュー業務(救助要請)

①利用者からの救助要請

利用者から救助要請を受信した場合、第一に海上保安庁の救難要請の必要性の有無、及び、当社で整備しているレスキュー艇での対応可否をハーバーマスターが即時判断します。

当社でレスキューが可能と判断した場合には、相互安全確認のため2人以上での作業体制を整えたのち、速やかに救助活動を開始します。

また、救助の場所に応じて、リビエラシーボニアマリーナ(三浦市)、リビエラ逗子マリーナ(逗子市)、下田ボートサービス(下田市)の当社グループ内のレスキューネットワークを駆使し、最寄りのマリーナからの出動にて早期救助を行います。なお、救助にあたっては普通救命講習会を修了したものが従事するものとし、二次災害の発生を防ぐため、決して無理をしないことを徹底します。



ホームページにおける
ライブカメラ・風向風速情報



赤旗掲揚

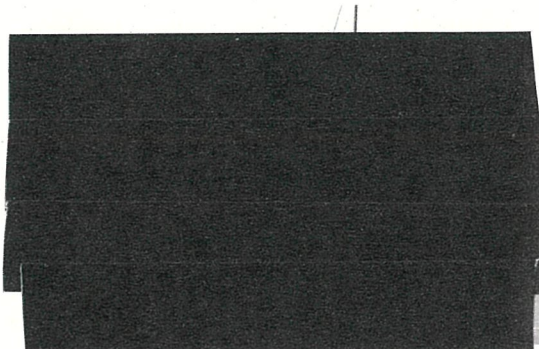
②利用者以外からの救助要請(消防・海上保安部との連携)

当社が指定管理者として管理を行っている葉山港の例では、消防署や海上保安部からの救援補助依頼を受けて、葉山港出艇者以外のレスキューを行うことも多く、近年は SUP 漂流者のレスキューが増加しており、適時対応しています。

これらを含め、葉山港では月平均 3 回、年間 35～40 回ほどの頻繁な出艇がありますが、迅速な対応に定評があり、関係機関からも信頼を得ています。

湘南港でも同様の状況にあると想定しており、指定管理者として拝任頂いた際には、湘南港周辺一帯のレスキューも鋭意対応いたします。

なお、令和 2 年には、当社スタッフが行ったレスキューに対し、横須賀海上保安部長より感謝状を頂きました(三浦市諸磯埼沖ボート転覆事故、リビエラシーボニアマリーナスタッフにより 4 名救助)。



横須賀海上保安部長からの感謝状

6. その他、安全管理に関わる特記事項

(1) 契約艇・臨時艇の固定状況点検(荒天前後)

通常時も定期巡視にて艇の係留・陸置状況は確認していますが、荒天前後は、特に固定状況の確認を強化します。必要に応じて、利用者への指導・アドバイスを行うとともに荒天時対策(ラッシングの追加等)を行います。

(2) 機器の操作

① クレーン操作

操作熟練者による操作と運用管理で、利用者の安全に配慮した運用を行います(詳細は本計画書 p. 12～13 に記載)。

② フォークリフト操作

フォークリフト免許取得者にて、艇の積み下ろしや重量物の運搬を施設内で行います。クレーン操作時と同様に、利用者の安全を最優先に配慮して作業を行います。フォークリフトは運搬時に特に視界が阻害される乗り物であることから、施設内低速運転、周辺監視者の配置を徹底して運用します。

(3) 転倒事故の防止対策

① スロープ(斜路)の着藻類の除去作業

スロープ利用時の転倒事故を防ぐため、着藻類の除去作業を頻繁に行います。低潮時を狙い、スロープの先端側まで出来る限り除去できるよう、配慮します(詳細は本計画書 p. 25 に記載)。

②管理棟内の清掃徹底・指導

管理棟1階のトイレは、セーラーの利用により床が濡れることが想定されます。一般利用者の転倒を防ぐため、こまめな清掃を行うとともに、教育的観点から施設利用における指導を行います（詳細は本計画書 p. 25 に記載）。

(4)スマートフォンアプリ「マリンコンパス」の使用推奨・啓発

無料のスマートフォンアプリ「マリンコンパス」は、出港計画や出帰港記録、位置情報を任意のグループ内で情報共有できる優れたシステムを持ちます。2020 東京オリンピックのセーリング競技においても運営で使われたアプリです。

使用の強制はできませんが、もしもの時の安心ツールとして、利用者に活用するよう、手続き時に啓発を行います。

マリンコンパス
機能概要



マリンコンパス - 小型船舶やボートの安全・安心ネットワーク
INFACAM CORPORATION
iPhone/iOS

 自船の登録	 航海計画の登録
 出帰港履歴	 連絡者（家族等）又は僚船間にてグループ設定
 航行中の自船位置やメッセージ等をグループで共有	 海上保安庁が提供する「海の安全情報」をアプリの地図上で表示
 過去の出帰港履歴	 現在の自船位置から目的地までの時間計測機能
 緊急情報や警報を含めた各種情報の受信	 その他、職次紙張

iPhoneスクリーンショット



出典：マリンコンパス HP

マリンコンパスの概要

(5)日本マリーナ・ビーチ協会主催の講習研究会への参加

ハーバーマスター以下、当社スタッフは日本マリーナ・ビーチ協会が主催する「マリーナ安全管理者養成講習研究会」に参加・修了します。また、今後は「公共・三セクマリーナ講習研究会」にて他港との情報交換を図るとともに共通した課題の解決に繋がるよう、参加を検討します。

(6)安全管理に関する基準等の遵守

2022年4月に発生した知床観光船沈没事故が記憶に新しいところですが、今後安全基準等が改訂されることも想定されます。その際は、速やかに、かつ厳粛に従い、利用者への指導啓発に当たります。また、基準を満たす条件下においても、利用者のスキル等を判断し、的確にアドバイス・指導を行います。